

自治体間の連携

パートナーシップ

ファミリーシップ

戸田市と連携をしている自治体の間で転入・転出する場合、手続きや提出書類を一部省略できます。なお、連携自治体については、戸田市ホームページでご確認ください。

(1) 戸田市から転出する場合

戸田市から連携自治体へ転出する場合、届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還は不要です。

転出先の自治体によって継続の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

(2) 戸田市に転入する場合

申請方法は、パートナーシップ届出手順と同様です。

詳しくは、3ページをご確認ください。

※必要書類は異なりますので、下記必要書類をご持参ください。

【必要書類】

①継続届出書

②【市内に住所を有する場合】

住民票の写し又は住民票記載事項証明書(同一世帯であれば1通で可)

③転入前の自治体で交付を受けた受理証明書類似書類

④本人確認書類(4ページ参照)



継続届出
予約専用フォーム

(3) 自治体間連携していない自治体へ転出する場合

届出要件を満たさないため、お手数をおかけしますが、7ページ(3)のとおり返還手続きをお願いします。